令和３年９月２９日

部長、消防長、上下水道局長、事務局長
市民センター長、会計管理者、次長　　様

唐津市長　峰　　達　郎

令和４年度予算編成方針について

１　経済情勢と国の財政運営の動向

我が国の経済は、内閣府の９月の月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているが、このところそのテンポが弱まっている。」とされ、先行きについては「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。」等との見解が示されており、依然として不透明な状況にある。

このような情勢の中、国は**「経済財政運営と改革の基本方針 2021」**において、**「日本の未来を拓く４つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」**を掲げ、内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るとして、感染症の克服と経済の好循環の実現、日本の未来を拓く４つの原動力の推進とそれを支える基盤づくり、感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革に向けた取組みを進めるとしている。

また、国の令和４年度予算の概算要求の基本的な方針においては、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、裁量的経費については令和３年度予算の９０％以内での要求とすること、義務的経費についても聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るものとされている。

こうした、国の経済財政運営の考え方や経済状況の把握に努めるとともに、本市に影響のある施策については、的確・適切に対応していくことが必要である。

2　編成方針

これまで本市は、都市基盤整備や産業振興など、自然・歴史・文化的魅力を生かしながら、活力あるまちづくりのための様々な施策を進める一方、職員数の適正化による人件費の抑制など経費節減の努力を重ね、基金の積立や市債残高の漸減など、財政健全化に向けた取組みを続けてきた。

しかしながら、国の施策に伴う社会保障費が増加傾向にあるほか、合併特例債の活用期限を見据えたインフラ整備による投資的経費が増加しており、さらには、多様化するニーズへの対応や公共施設の老朽化対策、懸案であった市内全域への高速光インターネット環境の整備等においても、今後多額の財源が必要になる見通しである。

現時点では、ボートレース競走事業やふるさと寄附金により臨時的な経費に充てる財源は一定程度確保できているが、これらは不安定な財源であること、また産業構造上、法人関連の税収が少ないことに加え、人口が減少している中では他の税収についても大幅な伸びは見込めないこと、さらには過去の投資に係る市債償還額が増加していくことなどから、今後の財政運営はますます厳しさを増すことが予想される。

こうした現状を踏まえ、将来に向けた持続可能な行財政運営を確立するためには、行政サービスに対する受益者負担の適正化に向けた見直しを進めるとともに、限りある歳入に見合った歳出の削減を図りつつ、基礎的な行政サービスを含めた真に必要とする施策に安定的かつ継続的な財源を措置することが必要である。

そのためには、予算編成及び執行段階において、職員自らが市政や市の財政状況を常に認識しつつ、知識と経験を最大限に発揮するとともに、これまで以上に全庁的な視点を持って、全ての事業に対して聖域を設けることなく、優先度により事業の取捨選択を行うなど、抜本的に見直すことによって将来負担の軽減を図り、健全化へ取り組む不断の努力を続けていかなければならない。

このような中、令和４年度は、「第２次唐津市総合計画」が目指す都市像の実現のため、地域力をプラスした「からつ力」をさらに伸ばし、また、スマートシティからつの構築へ向けたデジタルトランスフォーメーションの取組を進捗させる年と位置付け、次に掲げる基本方針に基づき、市民が輝き、そして地域が輝けるよう、市民一人ひとりの想いを反映させた、市民の期待に真に応えうる予算を編成するものとする。

令和４年度予算編成の基本方針

「進化する唐津」の始動

１　「からつ力」plus ONE の展開

「第２次唐津市総合計画」が目指す都市像の実現のため、「地域力」を加えた６つの「からつ力」をさらに伸ばすための事業に取り組むこと。

○ 生 産 力 ！　○ 観 光 力 ！　○ 教 育 力 ！

○ 安 心 力 ！　○ 発 信 力 ！　○ 地 域 力 ！

２　デジタルトランスフォーメーションの推進

デジタル社会に対応した「スマートシティからつ」の構築を目指し、本市の市民サービス及び内部事務、並びに産業界や社会生活において、デジタル技術やデータの活用による利便性の向上や効率化等へ向け、変革への取組を進めること。

３　財政健全化に向けた行財政改革と公共施設再編の推進

持続可能な財政基盤の確立と健全な財政運営のため、事務事業の廃止や削減、効率化へ向けた業務改善を推進するとともに、適切な歳出の抑制、歳入対策や自主財源の安定確保に取り組むこと。あわせて、公共施設の再編を計画的に進めること。

予 算 編 成 の 考 え 方

1　部の予算編成の考え方

(1) 各部局は、部局（市民センター所管事業も含む）全体の予算編成の考え方（重点化する事業）を明確にし、主要施策及び懸案事項については、市長及び副市長と協議・調整を行ったうえで、予算編成の事務を進めること。

(2)「第２次唐津市総合計画」に掲げた主要施策は、予算に適切に反映させ、取り組んでいくこと。

(3) 市長公約事業は、予算に適切に反映させ、取り組んでいくこと。

2　将来推計人口に加え、人口減少対策を念頭においた行政運営

(1) 投資的事業や事務事業の企画立案には、人口減少に対応した行財政運営のあり方を、長期的な視点に立って取り入れること。

(2) 組織機構や施設の管理運営のあり方についても将来推計人口を十分念頭に置いて見直しを行っていくこと。

3　市民の想いを反映した施策

(1) 職員一人ひとりが、市民の声に耳を傾け、従来の施策や事業の目的及び有効性を検証し、新たな発想による有効な施策展開を行うこと。

(2) 要望書等の提出がなされている事項については、必要性等を十分に精査し、対応を行うこと。その際、要望書については、写しを添付すること。

4　これまでの課題への対応

(1) 決算審査をはじめ市議会における意見（予算額と決算額の乖離、予算執行上の疑義など）については、その内容を十分に検証し、確実な経費の見積りを行うとともに、事業の制度設計の熟度を上げ、十分な説明責任を尽くせる要求を行うこと。

(2) 感染症対応において明らかとなったデジタル化の遅れ及び進展するデジタル社会へ対応するための要求を行うこと。

(3) ＳＤＧｓを踏まえた予算要求を行うこと。

(4) 監査委員の監査結果については、適切な予算措置を行うこと。

(5) 過去の予算査定における課題を解決する要求を行うこと。

5　国・県の動向の把握

国の概算要求、地方財政計画、県の予算要求の状況等の最新情報に細心の注意を払い、的確な把握に努め、内容を十分に検証すること。

6　事業費要求枠

義務的経費（給与費、扶助費、公債費のほか、継続費及び債務負担行為を設定した事業費など市が任意で削減できない経費）を除いた一般行政経費及び施策経費について、令和６年度には一般財源ベースで令和３年度６月補正後予算額（以下「基準額」という。）比で▲５％以上の削減を行う。そこへ向け、令和４年度には基準額比▲２％以上、令和５年度には基準額比▲４％以上の削減を行うこと。

各部において、この枠内で事業の取捨選択や見直しを行い、各部長の最終的な判断により要求を編成すること。

ただし、ＤＸの推進※及び新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時的な施策経費については別枠とする。

7　歳入の確保及び新規の財源の発掘

(1) 既存事業であっても、位置づけの再整理や事業内容の見直しを行うことで国県支出金の交付対象とできる場合があるので、十分に財源の研究を行い、積極的に活用すること。

(2) 市税等の収納率の向上や各種財団等の助成金の活用のほか、使用料・手数料、負担金等の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ること。特に、特別会計においては、早急に見直しを行い、一般会計繰入金の縮減を図ること。

　また、今後見直しが必要なものは、改定時期を定め、早めに検討に着手し、市民への周知期間を確保すること。

(3) 市有財産の売払いや有効活用、広告事業の拡大、企業版ふるさと納税の活用

※ 要求する際は、後年度の人件費等経常経費の削減効果を明確にすること。

など、新規の財源の掘り起こしとともに、新たな資金運用形態の検討や預託金の利率見直し等を積極的に行うこと。

８　要求の留意点

(1) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、すべての施策事業について、廃止を検討すること。廃止ができない場合も、行政評価の結果等をふまえ、聖域を設けることなく、抜本的な見直しを図り、事業の優先順位を洗い直し、ゼロベースの視点から見直しを行うこと。

(2) 新規・拡充事業については、既存事業の見直しにより財源を捻出するとともに、あらかじめ目標や実施期間を明確に設定すること。

　あわせて、事業の必要性やスキーム等については、十分に部内での協議を行い、必要に応じ政策調整会議に諮るなど、予算査定において議論することのないよう留意すること。

(3) 事業開始から３年を経過する事業（過去の査定で指摘のあった事業を含む）については、前例・慣例を踏襲することなく、事業の効果、現在の市民ニーズ、所期の目的の達成状況等を検証し、継続の可否や再編・再構築の必要性を精査すること。

(4) 行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の部課に関係する事務事業については、事前に協議を済ませておくこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種が進んでいるものの、依然として先が見通せない状況であるので、令和４年度も引き続き、国・県の動向、市内の景気や市民生活の状況などを的確に把握し、必要な経費を要求すること。

９　その他

年間ベースで予算額を把握する必要があるので、例年補正で対応している県事業負担金等を除き、全て当初に予算要求を行うこと。